

伊勢崎市

高等職業訓練促進給付金



ひとり親家庭の母又は父が就業に役立つ資格取得のため、養成機関において6か月以上修業する場合に給付金を支給します。講座申込前に、受講しようとする講座のパンフレット等をお持ちのうえ、ご相談ください。

01 | 対象となる方

次の要件をすべて満たす方

- ①市内在住の20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母又は父
- ②児童扶養手当受給中又は同等の所得水準の方
- ③養成機関において6か月以上修業し、対象資格を取得見込みの方
- ④就業または育児と養成機関での修業の両立が困難な方
- ⑤過去に高等職業訓練促進給付金を受給していない方
- ⑥ハローワークで高等職業訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付金を受給していない方

02 | 対象となる資格・講座

A 看護師 / 准看護師 / 介護福祉士 / 保育士 / 理学療法士 / 作業療法士 / 歯科衛生士 / 美容師 / 社会福祉士 / 製菓衛生師 / 調理師 / 等

B 雇用保険制度の「専門実践教育訓練」「特定一般教育訓練」「一般教育訓練(※情報関係の資格のみ)」に指定されている6か月以上の講座

※対象講座は厚生労働省 HP で確認できます
(<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>)



03 | 支給額

○訓練促進給付金

毎月払い

	支給金額	支給期間
市民税非課税世帯	月額100,000円 (最後の12か月は140,000円)	修業期間 (上限48か月(4年))
市民税課税世帯	月額70,500円 (最後の12か月は110,500円)	修業期間 (上限48か月(4年))

※申請者だけでなく、一緒に住んでいる家族全員の課税状況によって支給金額が決まります。同住所の方に課税の方がいる場合は、申請者が非課税でも課税世帯となります。

※支給金額は4～7月は前年度、8～3月は当該年度の課税状況で決まります。

※准看護師養成機関を修了し、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合は上限60か月(5年)になります。

※修業開始日以後、申請した月の分から支給します。修業途中からの申請も可能ですが、遡っての支給はできません。

○修了支援給付金

	支給金額	支給期間
市民税非課税世帯	50,000円	受講終了後に支給
市民税課税世帯	25,000円	

※受講開始時と修了時ともに受給要件を満たしている人に限ります。

04 | 手続きの流れ

受講を決める前に、まずご相談ください。

STEP1 | 事前相談



受講を希望する講座の開始の2か月前をめどに、子育て支援課にご相談ください。現在の状況や受講後の目標(自立に向けた計画)等をお聞きます。講座申込前に、受講を希望する講座のパンフレット等をお持ちのうえ、ご相談ください。

受講が始まったら申請へ

受講開始後に申請

STEP2 | ハローワークに確認



ハローワークで高等職業訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付金を受給していないかどうか確認をしてください。事前相談の際に書類をお渡ししますので、ハローワークにお持ちください。

STEP3 | 支給申請



受講開始日以降、在学証明書等を準備していただき子育て支援課で申請してください。申請月からの支給となり、遡っての支給はできません。

毎月支給申請へ

STEP4 | 出席状況証明書の提出



受講が始まったら、出席状況証明書と、給付金請求書を毎月提出してください。提出してから3週間程度で指定口座へ振り込みます。

受講修了後、修了支援給付金の申請へ

STEP5 | 修了支援給付金の申請

受講修了後、要件に該当する場合は、修了支援給付金の申請を行ってください。

【お問い合わせ】

伊勢崎市役所東館 2 階

子育て支援課

電話：0270-27-2750（直通）